

大阪市建築物の環境配慮に関する条例（抜粋）

（表彰）

第 21 条 市長は、建築物の環境配慮に関し特に優れた取組をした者を表彰することができる。

（大阪市建築物環境配慮推進委員会）

第 22 条 建築物の環境配慮に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、大阪市建築物環境配慮推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、前項に規定する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 委員会は、委員 5 人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

大阪市建築物の環境配慮に関する条例施行規則（抜粋）

（大阪市建築物環境配慮推進委員会）

第 13 条 大阪市建築物環境配慮推進委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 5 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 8 委員会の庶務は、都市計画局において処理する。
- 9 条例及びこの規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。